

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日か翌々日
の翌日)

告示

鳥取県告示第七百八十五号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四
第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規
則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

◇告 示 米飯提供業者の登録

県営土地改良事業計画の決定
昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正

登録番号 年月日 氏 名 名称又は屋号

鳥振第二八四号	昭三、二、三	亀 井 寛	純喫茶	カメ
〃 二八五〃	〃	三 好 亀	純喫茶	カメ
〃 二八六〃	〃	崔 昌 右 龍 仙	純喫茶	カメ
米振第二二六〃	〃	一四 浜 田 綾 子 あ	純喫茶	カメ

鳥取県告示第七百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定
に基づき、昭和四十二年八月二日付けで東伯郡赤碕町大字赤碕岡田栄市は
か十四名の者から申請のあつた県営で行なう土地改良事業に係る土地改良
事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

住 所 営業所の所在地

イ	鳥取市西町一の二〇三	住所に同じ。
ロ	東品治町八〇の二	鳥取市川端二丁目三二の一
ハ	瓦町二四の二四	住所に同じ。
ニ	米子市朝日町四〇の二	住所に同じ。

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十二年十二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百八十七号

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号（鳥取県収納代理金融機関の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十二年十二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社鳥取銀行浦安支店 東伯郡東伯町大字浦安 株式会社山陰合

同銀行浦安支店」を 「株式会社鳥取銀行浦安支店 東伯郡東伯町大字浦安

株式会社鳥取銀行赤碕支店 東伯郡赤碕町赤碕

株式会社山陰合同銀行浦安支店

に改める。

株式会社山陰合同銀行赤碕支店」

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】